

主な指導事例（平成26年10月）

1 減額（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号前段）

業種	概要
建設業	A社は、内装工事、仮設工事及び警備業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後に供給を受けた当該役務の対価について、既に取り決めていた対価の一部を減じて支払っていた。
ホテル業	B社は、食材等の納入業者（特定供給事業者）に対し、毎月の消費税込みの請求金額から約1パーセントを差し引いて支払っていた。

2 買ったたき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）

業種	概要
織物業	C社は、絹織物の製造を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
小売業	大規模小売業者であるD社は、自社で販売する衣料品の裾直し等を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
スポーツ施設提供業	スポーツ施設を運営するE法人は、当該施設におけるスポーツ等の指導を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。
地方公共団体	F市は、同市の指定ごみ袋の販売業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対して、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、消費税込みの委託代金を据え置いていた。

3 本体価格での交渉の拒否（消費税転嫁対策特別措置法第3条第3号）

業種	概要
建設業	G社は、工事を委託している建設業者（特定供給事業者）に対し、当該事業者から本体価格（税抜価格）による価格交渉を求められても、交渉に応じていなかった。